入部予定学生（高校生等）　各位

保証人　各位

学生支援センター

所長　宇野　文夫

入学前の課外活動参加の承諾について

平素より、本学の課外活動へ格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナ禍の中で本学の課外活動を原則禁止している状況が続いておりますが、感染防止策を確実に講じることを条件に、段階的に活動を再開させております。このような状況下で課外活動に参加するにあたり、活動をする入部予定者（高校生等）そしてそのご家族への安心・安全面への配慮から、その承諾が必要であると考えております。

入学前に課外活動に参加する本人及び保証人の皆様におかれましては、下記の参加承諾書に署名・押印をいただき、指導者に提出していただきますよう、お願いいたします。承諾をいただけない場合には、課外活動に参加いただけませんので予めご了承ください。（その場合は「参加承諾書」の提出は不要です。）

皆様には、ご不便をお掛けしますが、新型コロナウイルス感染防止のため、ご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン〔一部抜粋〕

1. 課外活動参加の条件

以下の条件に当てはまる場合は、課外活動の参加を見合わせてください。

・体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

・同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる

・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある

・重症化リスクが高いとされる基礎疾患がある(指導者含む)

・重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患のある人が同居家族にいる

※基礎疾患とは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）、透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬等を用いている方を指します。

・課外活動の実施について入部予定者および保証人の同意がない

※本人および保証人の意思確認をしていること(申請制 様式2「部員名簿」、様式3「参加承諾書」を提出)

入部予定者（高校生等）の活動参加について

〔課外活動の段階的再開【緊急事態宣言・行動指針（BCP）連動）】一部抜粋及び要約〕

・入部予定者（高校生等）が課外活動に参加する場合、本学指導者が必ず立ち会う

・他大学等との合同練習および練習試合には参加させない（ＢＣＰレベル３）※ＢＣＰレベル２の段階は参加可能

・入部予定者（高校生等）の参加は、宿泊を伴わせない

・スポーツ安全保険等の保険に加入している者のみ課外活動を可能とする

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り線・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

参 加 承 諾 書

学生支援センター所長　殿

保証人の同意の下、課外活動に参加します。

2021年 　　月 　　日

団体名

入学予定者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

保証人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

※本人及び保証人が自筆で署名、捺印をしてください。

※本人印と保証人印はそれぞれ異なる印鑑を捺印してください。